

(京都市地域包括支援センター運営協議会資料)

平成21年度京都市地域包括支援センター運営事業について

1 平成20年度実績について

- (1) 相談件数
- (2) 地域包括支援センター運営協議会（区・支所運営協議会）
- (3) 地域ケア会議 <地域包括支援センター主催>
- (4) 養護者による虐待について

2 平成21年度運営方針について

3 平成21年度地域包括支援センター体制について

1 平成20年度実績について

(1) 相談件数

	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容別件数(延べ)a	うち、介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち、虐待相談
4月	17,632	19,838	9,816	(49.5)	7,601	65
5月	17,156	18,805	9,642	(51.3)	7,250	55
6月	16,831	18,535	9,237	(49.8)	6,993	68
7月	18,848	21,022	10,372	(49.3)	7,583	86
8月	17,211	18,746	9,461	(50.5)	7,473	69
9月	17,174	20,528	10,761	(52.4)	7,973	86
10月	18,339	21,527	11,200	(52.0)	7,990	81
11月	17,896	20,556	11,168	(54.3)	7,748	73
12月	18,437	21,328	11,619	(54.5)	8,116	85
累計	159,524	180,885	93,276	(51.6)	68,727	668

(2) 地域包括支援センター運営協議会（区・支所運営協議会）

開催状況	
18年度	43回
19年度	41回
20年度（12月末現在）	28回

- ・ 地域包括支援センターの活動報告，関係者間の情報共有等を実施

(3) 地域ケア会議 <地域包括支援センター主催>

開催状況	
18年度	320回
19年度	297回
20年度（12月末現在）	275回

- ・ 主に学区単位で実施（左京区と伏見区は，圏域単位で実施）
- ・ 61センター中，60センターで第1回目を開催済み（98.4%）（20年度12月末現在）
- ・ 178学区中，120学区で第1回目を開催済み（67.4%）（20年度12月末現在）
 ※圏域で開催している左京区と伏見区の学区は除く
 （左京区は7センター中7センター，伏見区は6センター中6センターで開催済み）
- ・ 主な構成メンバーは，地域包括支援センター，支援（支援保護）課，民生・児童委員，老人福祉員，社協など

(4) 養護者による虐待について

		18年度	19年度	平成20年4月1日～12月31日			
				地域包括C	区役所・支所		
1	相談・通報件数	354	378	294	209	85	
	虐待認定内数	255	302	223	157	66	
2	通報者等 (重複可)	被虐待者本人	49	46	39	27	12
		家族・親族	53	63	29	22	7
		職務上知り得た者	200	242	186	136	50
		その他(一般市民)	79	71	63	46	17
		小計	381	422	317	231	86
3	虐待の種別 (重複可)	身体的虐待	170	198	153	108	45
		介護等の放棄等	79	81	51	35	16
		心理的虐待	72	89	89	71	18
		性的虐待	1	1	2	1	1
		経済的虐待	83	84	54	42	12
		小計	405	453	349	257	92
4	被虐待者の性別	男	69	63	62	46	16
		女	183	241	164	114	50
		不明	3	0	0	0	0
		小計	255	304	226	160	66
5	居住状況	虐待者と同居	198	244	185	131	54
		虐待者と別居	44	49	31	21	10
		その他	13	9	7	5	2
		小計	255	302	223	157	66
6	虐待者の続柄 (重複可)	夫	41	48	45	33	12
		妻	10	20	10	7	3
		息子	101	124	90	65	25
		娘	53	61	43	27	16
		その他	68	59	43	33	10
		小計	273	312	231	165	66
7	対応状況 (重複可)	事実確認	335	338	270	192	78
		措置入所等分離による保護	78	110	107	47	60
		面会の制限	6	3	15	5	10
		立入調査	0	0	0	0	0
		養護者の指導・助言	59	61	55	28	27
		権利擁護に関する対応	16	33	23	10	13
		小計	494	545	470	282	188

※ 養護者とは、高齢者を現に養護するものであって養護施設従事者等以外の者を指す

※ 長寿すこやかセンターの相談・通報件数は区役所・支所に計上

2 平成21年度運営方針について

(1) 基本方針

① 地域包括ケアの中核機関としての役割・機能の確立

地域包括支援センターは、地域における総合相談窓口であり、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核機関である。地域包括支援センターの業務を適切に実施するため、その役割や機能を確認するための取組を継続して行う。

② 地域における様々なネットワークの構築・支援

高齢者に対する様々な支援を実施するに当たり重要となる、社会資源の開発・活用や地域課題の把握、要支援者の早期発見及び情報の共有化等を円滑に行うためには、地域における高齢者を取りまく様々な関係者間の連携、協働が特に重要であり、地域包括支援センターはそれらの連携、協働が効果的に機能するよう、ネットワークの構築やその支援を行う。

③ 権利擁護、虐待防止に関する支援体制の構築

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うために、専門的・継続的な視点からの支援を行うとともに、虐待の早期発見、発生予防を可能とするネットワークを構築する。

④ 介護予防事業の推進

高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、本人の状態に応じた介護予防ケアマネジメントを実施することにより、要支援・要介護状態になることを予防し、また、要介護状態となっても悪化の予防、改善を図る。

また、地域の高齢者に対する介護予防の普及啓発に努めるとともに、介護予防を必要とする高齢者（特定高齢者）を多様な経路から把握し、支援への速やかな移行を図る。

(2) 重要取組事項

1) 地域包括ケアの中核機関としての役割・機能の確立

- ① 公正・中立性の高い事業運営の確保
- ② 地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営の実施
- ③ チームアプローチの確立
- ④ 専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上

2) 地域における様々なネットワークの構築・支援

- ① 地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援
- ② ケアマネジャーのネットワークの構築・支援
- ③ サービス事業者及び居宅介護支援事業者との連携体制の構築
- ④ 地域ケア会議の定期的な開催及び関係者の資質向上支援

3) 権利擁護、虐待防止に関する支援体制の構築

- ① 高齢者虐待等の早期発見・見守りネットワークの構築
- ② 認知症高齢者等及びその家族への支援
- ③ 虐待相談や困難事例に対する連携支援

4) 介護予防事業の推進

- ① 個別性や個性を重視した適切な介護予防ケアマネジメントの実施
- ② 介護予防の普及啓発
- ③ 多様な経路からの特定高齢者の早期把握・早期対応
- ④ 地域介護予防推進センター等との連携

3 平成21年度地域包括支援センター体制について

【体制の考え方】

高齢者人口	3千人未満		3千人～6千人		6千人以上
単身世帯	950世帯 未満	950世帯 以上	1,900世帯 未満	1,900世帯 以上	—
人員体制	2名	3名	3名	4名	4名

<参考>

4名体制のセンター（㊸2箇所 ㊹10箇所 ㊺13箇所 ㊻16箇所）

18年度	原谷，市原
19年度	紫竹，勸修，唐橋，花園，常磐野，西院，下鳥羽，醍醐・北部 原谷，市原
20年度	音羽，西京・南部，向島，紫竹，勸修，唐橋，花園，常磐野，西院， 下鳥羽，醍醐・北部，原谷，市原
21年度	左京南，西京・北部，桃山，音羽，西京・南部，向島，紫竹，勸修， 唐橋，花園，常磐野，西院，下鳥羽，醍醐・北部，原谷，市原

単身高齢者世帯加算該当センター（㊼1箇所 ㊽2箇所）

20年度	下京・東部
21年度	下京・東部，左京南

【委託料】

人員体制	基本委託料	介護予防普及啓発委託料	箇所数
2名	10,500,000円	300,000円	1箇所
3名	15,500,000円		44箇所
4名	20,500,000円		16箇所